

奈良県告示第百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり事業を廃止した旨の届出があった。

平成三十年七月二十日

奈良県知事 荒井正吾

名称	指定訪問看護事業者等又は居宅介護事業者若しくは居宅介護支援事業者	
	主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等又は居宅介護事業所若しくは居宅介護支援事業所
名称	ヤマシン	所在地
ヤマシン	生駒市中菜畑二一九七	
名称	訪問看護ステーション	所在地
訪問看護ステーション	三六白鳩マンション一階	
名称	株式会社 山本進重 郎商店	業務の種類
株式会社 山本進重 郎商店	和歌山県和歌山市西浜一六六〇一八〇	
業務の種類	訪問看護、介護予防訪問看護、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	廃止年月日
業務の種類	訪問看護、介護予防訪問看護、居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導	平成三十年六月十一日